

ＪＡ職員がお伺いするお客様へ

●必ず行います

- ・当ＪＡ職員が、訪問先または店舗窓口において、お客様から現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりする際は、当ＪＡ所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」をお渡しします。
- ・定期積金の掛金をお預かりする際には、当ＪＡ所定の「定期積金掛込専用受取書」をお渡しし、定期積金証書の裏面の掛込領収欄に、お取引日の領収日・領収印を押印します。
- ・例外なく、定期的な担当者の変更を実施します。

●決して行いません

- ・当ＪＡ職員が当ＪＡ所定の「受取書」または、「定期積金掛込専用受取書」以外の名刺やメモ等を受取書の代わりとして現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりすることはありません。
- ・お客様のご印鑑をお預かりすること、キャッシュカードの暗証番号をお聞きすることはありません。
- ・お借入れの担保品となる場合を除き、通帳、証書等の重要物を長期に渡りお預かりすることはできません。

●お客様へのお願い

- ・「受取書」「定期積金掛込専用受取書」の記載内容・お取引日に誤りがないか十分ご確認ください。
- ・当ＪＡ所定の「受取書」は、お客様へ現金お届けや重要書類等をお返す際、引き換えに回収しますので、それまでに大切に保管してください。
- ・お客様へ現金をお渡しする際は、上記の「受取書」の回収に加えて、当ＪＡ所定の「受領書」を提出いただきます。（なお、「受領書」には、お客様に印紙の貼付をお願いする場合がございます。）
- ・通帳・証書等をお受取りの際は、内容に誤りがないかご確認ください。通帳は少なくとも月に一回はご記帳いただくことをお勧めいたします。ご記帳は最寄りのＪＡのＡＴＭ、窓口をご利用ください。
- ・当ＪＡ職員が、万一、受取書をお渡ししない等、お客様との対応について、ご不明・ご不審な点がございましたら、担当者にお問い合わせせず、直接当ＪＡお問い合わせ・相談窓口（本店金融部 電話 0598-28-8808）までご連絡ください。

平成31年4月1日
松阪農業協同組合